

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-15	自動車用標識灯

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-11	全	自動車用標識灯

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
G2-2971	自動車用前照灯
G2-2971A	自動車用前照灯(露出型)
J6-01A	保安用警告灯(車載型)

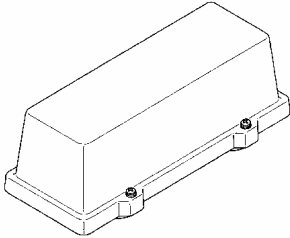
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
自動車用標識灯	

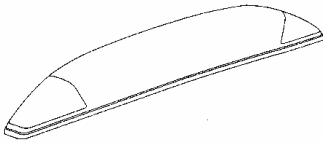
定義

○通常タクシーの車体上部に設置して使用する自動車用標識灯。社名表示用灯具。
 ○タクシー屋上灯のみに限定する。

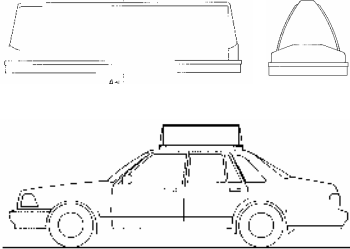
- ・車内の人向けの表示器、タクシーメーター等はJ1-3110へ。
- ・車内から車外に向けて表示する標識・表示器等は、F5-10台へ。
- ・車体外周部から車外へに向けて表示する、例えばバスの車体に取り付ける「乗降中」等の表示は、F5-10台 へ。



F5-15 登録 1167332
 自動車用表示灯



F5-15 登録 1139248
 自動車用表示灯



F5-15 登録 1176569
 自動車用広告灯

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)	
○自動車等の車体内外に設置して、停止あるいは右左折等を表示するための灯具「自動車用表示灯」は、G2-298(自動車用前照灯)、G2-2981(自動車用前照灯・露出型)に分類する。	
過去に分類した物品の名称	